

介護保険を知らう！

新しくなった介護報酬と指定基準 *早めの住み替えに対応するために

特定施設の対象は、有料老人ホーム・軽費老人ホームのみでしたが、高齢者専用賃貸住宅のうち一定の基準を満たすものや、養護老人ホーム（例えば ゆうあいの里）にも適応することとなりました。

利用限度額	
要支援 1・2	介護予防サービスの 区分支給限度額
経過的要介護	65,050円/月
要介護1	166,890円/月
要介護2	187,260円/月
要介護3	207,630円/月
要介護4	228,000円/月
要介護5	248,670円/月

単身や高齢者夫婦世帯が多くなり、年をとってからの不安も大きくなりました。

「介護はまだ必要ないが、安心の為に高齢者専用の住まいに住み替えたい」と考える人たちのために介護保険で対応できる、外部サービス型が設けられました。範囲拡大がなされたのです。

これまでの特定施設ではすべてのサービスを事業者の従事者が提供していましたが、今回の制度改正で、特定施設の従事者が、「生活相談・介護サービス」の計画を立て、安否の確認などを行います。その際の介護サービスは特定施設が外部サービス提供所と契約を交わし、利用者に合った柔軟なサービスを提供します。（本告 信子）

